

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、所管の県税事務所にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、所管の県税事務所にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

【お問合せ先】

県税事務所	電話番号	住所	所管地域
宇都宮県税事務所	028-626-3003	宇都宮市竹林町1030-2 栃木県庁河内庁舎 1階	宇都宮市 上三川町
鹿沼県税事務所	0289-62-6203	鹿沼市今宮町1664-1 栃木県庁上都賀庁舎 1階	鹿沼市 日光市
真岡県税事務所	0285-82-2135	真岡市荒町116-1 栃木県庁芳賀庁舎1階	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
栃木県税事務所	0282-23-3411	栃木市神田町6-6 栃木県庁下都賀庁舎 1階	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町
矢板県税事務所	0287-43-2171	矢板市鹿島町20-22 栃木県庁塩谷庁舎 1階	矢板市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那珂川町
大田原県税事務所	0287-23-4171	大田原市中央1-9-9 栃木県庁那須庁舎 1階	大田原市 那須塩原市 那須町
安足県税事務所	0283-23-1411	佐野市堀米町607 栃木県庁安蘇庁舎 1階	足利市 佐野市